

訪問看護 重要事項説明書

—介護—

(指定訪問看護事業所)

日本赤十字社

舞鶴赤十字訪問看護ステーション

京都府舞鶴市倉谷427番地

電話:0773-78-2384

重要事項説明書(介護保険にてサービス利用の方)

<令和7年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	日本赤十字社
代表者名	清家 篤
所在地・連絡先	(所在地) 東京都港区芝大門1-1-3 (電話) 03-3438-1311 (FAX) 03-3435-8509

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	舞鶴赤十字訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(所在地) 京都府舞鶴市字倉谷427 (電話) 0773-78-2384 (FAX) 0773-78-2385
事業所番号	2662790035
管理者の氏名	吉岡 恵美

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	1				従事者の管理及び業務の一元的な管理
看護師	10	8	1		1	訪問看護サービスの提供
理学療法士	7		7			
作業療法士						
言語聴覚士	1		1			
事務職員等	2	1			1	事務所の必要な事務処理

※ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問するという位置づけのものです。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	舞鶴市
------------	-----

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日 創立記念日（6月1日） 年末年始（12月29日～1月3日）
サービス提供時間	営業日、営業時間帯に関わらず、24時間体制をとっておりますので、緊急時などは時間外で訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。（利用料金につきましては5ページをご参照ください。）

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

舞鶴赤十字訪問看護ステーションは主治医の指示に基づき、在宅療養者の家庭を訪問し、専門的に訓練された知識や技術・技能、適正な社会資源を使い、訪問看護を必要とする人の潜在的な能力を最大限に活用し、残存の能力を維持することとできる限り自立した生活が送れるように支援する。そして実践にあたっては対象とする人の人生やその人らしさを尊重して対応することを目的とする。

(2) 運営方針

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

2 訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 病状や障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ 療養生活や介護方法の指導 ⑥ リハビリテーション ⑦ 終末期のケア ⑧ カテーテル等の管理 ⑨ 認知症患者の看護 ⑩ その他医師の指示による医療処置
-----------	--

■ 訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治医の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

5 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】（地域区分 1 単位：10 円）

■訪問看護（要介護1～5）

サービス提供時間		サービス単位	利用者負担額（1日当たり）		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師 による場合	20分未満	314単位	314円	628円	942円
	20分以上 30分未満	471単位	471円	942円	1413円
	30分以上 1時間未満	823単位	823円	1646円	2469円
	1時間以上 1時間30分未満	1128単位	1128円	2256円	3384円
理学療法士 等による場 合	20分まで	294単位	294円	588円	882円
	20分以上 40分まで	588単位	588円	1176円	1764円

■介護予防訪問看護（要支援1、2）

サービス提供時間		サービス単位	利用者負担額（1日当たり）		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師 による場合	20分未満	303単位	303円	606円	909円
	20分以上 30分未満	451単位	451円	902円	1353円
	30分以上 1時間未満	794単位	794円	1588円	2382円
	1時間以上 1時間30分未満	1090単位	1090円	2180円	3270円
理学療法士 等による場 合	20分まで	284単位	284円	568円	852円
	20分以上 40分まで	568単位	568円	1136円	1704円

■加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。 。

加算項目	サービス 単位	利用者負担額			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供 体制強化加算	6単位	6円	12円	18円	厚生労働大臣が定める基準に適合していると評価された場合に算定します。 。
初回加算	I 350単位	350円	700円	1050円	新規に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供した日に算定します。
	病院、診療所等から退院した日に訪問				
	II 300単位	300円	600円	900円	
	病院、診療所等から退院した日の翌日以降の訪問				
退院時共同 指導加算	600単位	600円	1200円	1800円	入院中若しくは入所中の方に対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。

【訪問1回につき算定】

加算項目	サービス 単位	利用者負担額			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
長時間訪問 看護加算	300単位	300円	600円	900円	特別な管理を要する方に90分を超える訪問を行った場合に算定します。
複数名訪問加算 (30分未満)	254単位	254円	508円	762円	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定します。
複数名訪問加算 (30分以上)	402単位	402円	804円	1206円	
複数名訪問加算 (30分未満)	201単位	201円	402円	603円	

複数名訪問加算 (30分未満)	317単位	317円	634円	951円	場合に算定します。
--------------------	-------	------	------	------	-----------

【月1回算定】

加算項目	サービス 単位	利用者負担額			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問 看護加算(I)	600単位	600円	1200円	1800円	営業時間に拘らず常時連絡をとる体制をご希望の場合に算定します。
特別管理加算	I 500単位	500円	1000円	1500円	厚生労働大臣が定める下記一覧の状態にある方に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。
	II 250単位	250円	500円	750円	
<p>特別管理加算の対象者</p> <p>(Iに該当する状態)</p> <p>① 在宅気管切開患者指導管理、在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は、在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態</p> <p>② 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態</p> <p>(IIに該当する状態)</p> <p>① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧疾患患者指導管理 を受けている状態</p> <p>② 人工肛門または人工膀胱を設置している状態</p> <p>③ 真皮を越える褥瘡の状態</p> <p>④ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</p>					
ターミナル ケア加算	2500単位	2500円	5000円	7500円	死亡日および死亡日前14日以内にケアを行った場合に算定します。

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■介護保険以外の料金について

項目	利用者負担額	内容
亡くなられた方の処置料	10000円（消費税別）	ご希望により、在宅で亡くなられた方の処置を行った場合に算定します。

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■利用料等のお支払方法

- ① 料金後払い制度をご利用の場合：手続き完了後、サービス提供月の翌月以降、1ヶ月分指定口座より毎月自動引き落としとなります。
(登録完了まで約2ヶ月程要します。登録完了までのお支払いにつきましては、下記の②又は③のいずれかでお支払いとなります。)
- ② 病院窓口でお支払いの場合：サービス提供月の翌月に1ヶ月分を請求しますので請求書をご持参のうえ、会計窓口(自動精算機不可)でお支払いとなります。
- ③ 口座振込の場合：サービス提供月の翌月に1ヶ月分を請求しますので、指定の口座へのお振込みとなります。(振込先：京都銀行または京都北都信用金庫)

6 高齢者虐待防止

虐待の発生 又は その再発を防止するための対策を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、職員に対して内容を周知します。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対して、虐待の防止のための研修を年2回以上実施します。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者：管理者 吉岡恵美
- ⑤ サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市に通報するものとします。

7 身体拘束等の禁止

身体拘束に関する事項

- ① サービスの提供について、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等の行動を制限する行為は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録します。

8 非常災害対策

感染症や災害が発生した場合には、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、職員の安全を確保した上で業務継続に向けた計画の策定を行います。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。
- ② 当該業務継続計画に従い、研修・訓練を年2回以上実施します。
- ③ 災害や悪天候等により訪問することが困難であると判断した場合は、本人あるいはご家族と相談させていただく場合があります。

9 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、本人あるいはご家族が暴力・ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す等）

10 サービス内容に関する苦情等相談窓口

■苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 吉岡 恵美 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号 0773-78-2384 FAX番号 0773-78-2385 面接 当事業所内
舞鶴市 高齢支援課 介護保険係	受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号 0773-66-1013
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険介護相談係	受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号 075-354-9090

1.1 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡するなどの必要な措置を講じます。

1.2 事故発生時等における対処方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業所等、市町村及び京都府に報告を行います。

1.3 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

1.4 サービス利用に当たっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ② 当事業所の事由により、訪問時間等の変更が必要な場合は、本人あるいはご家族の承諾を得て変更させていただくことがあります。
- ③ 当事業所は完全担当制ではありません。人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
- ④ 職員がお茶、お菓子、お礼や、品物等を受け取ることは、事業所として禁止しています。
- ⑤ 貴重品、金銭の管理は、本人あるいはご家族で行ってください。職員が出入りする場所や時間帯に置くことは避けてください。
- ⑥ 大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いします。
- ⑦ 当ステーションでは看護師・看護学生の研修や実習を受け入れています。同行訪問することをご承諾いただきますようご理解とご協力をよろしく願いいたします。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号	

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年 月 日： 令和 年 月 日

事 業 者

所 在 地 京都府舞鶴市字倉谷427
事業者(法人)名 日本赤十字社
事業所名 舞鶴赤十字訪問看護ステーション
事業所番号 2662790035
代表者名 吉岡 恵美 印

説 明 者

職 名 _____

氏 名 _____

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年 月 日： 令和 年 月 日

ご利用者

住 所 _____

氏 名 _____

ご家族・代理人

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意志を確認しました。本人との関係（ ）署名を代行した理由（ ）

住 所 _____

氏 名 _____